

平成 30 年 10 月 1 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部 事務局長 殿

大阪税関
監視部管理課長 濱田 隆治
業務部管理課長 田中 伸一

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の
特定災害への指定等について（依頼）

平素は税関行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震については、関税法第 2 条の 3 第 1 項に定める特定災害に指定され、当該災害により相当な損害を受けた地域（以下「指定地域」という。）が指定されました（平成 30 年 10 月 1 日財務省告示第 255 号及び第 256 号）のでお知らせします。

これにより、上記災害の発生当時、指定地域に住所又は居所を有していた被災者については、当該災害の影響により行うことが困難であった申請等の期限が自動的に延長されます。また、関税法第 102 条の 2 各項に規定する手数料が還付、軽減又は免除されることとなります。

指定地域等の詳細については、税関ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

※税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/news/news/20180907_index.html)

また、平成 30 年 7 月 13 日付文書でお知らせした平成 30 年 7 月豪雨についても、今般、指定地域が追加で指定されました（平成 30 年 10 月 1 日財務省告示第 254 号）ので、併せてお知らせします。詳細については、上記同様、税関ホームページに掲載しております。

※税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/news/news/20180710_index.html)

つきましては、本件について貴会会員の皆様に周知していただきますよう、お願い申し上げます。

以上